

神戸サステナブルファイナンス・フレームワーク運用要領

1 趣旨

本要領は、神戸市が、主に市内事業者がサステナブルファイナンスを活用する際の負担を軽減することにより事業者の脱炭素投資を推進する目的で策定した、「神戸サステナブルファイナンス・フレームワーク」の適切な運用に必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

本運用要領において使用する用語の定義は以下のとおり。

(1) グリーンローン・トランジションローン

市内で事業活動を営んでいる事業者が、市内のグリーン or トランジションプロジェクトに要する資金を調達する際に、本市の承認を得た上で用いられる金融手法

(2) グリーンリース・トランジションリース

市内で事業活動を営んでいる事業者が、市内のグリーン or トランジションプロジェクトに要するリース資産を導入する際に、本市の承認を得た上で締結されるリース契約

(3) 適格プロジェクト

本フレームワークに定める要件及び上述の各サステナブルファイナンスの実行に当たって必要な要件を満たすと判断されたプロジェクト

(4) 適合書簡 (Letter of Conformance。以下「LoC」という。)

個別プロジェクトの本フレームワークへの適合性について金融機関及び/又は神戸市で判断ができない場合に、第三者評価機関に依頼し個別に適合性を評価してもらうこと。なお、LoC 取得に係る費用については事業者負担とする。

(5) シンジケーションローン

借入人の資金調達ニーズに対し複数の金融機関が協調してシンジケート団を組成し、一つの融資契約書に基づき同一条件で融資を行う資金調達手法

(6) アレンジャー金融機関

シンジケーションローンにおいて、契約条件の検討、シンジケート団を構成する貸付人となる金融機関の募集、契約締結手続き等を行う金融機関

3 対象事業者

本フレームワークを利用することができる事業者は、神戸市内において、事業活動を営んでいる事業所（工場・事業場・店舗等）を有することに加え、サステナブルファイナンスにより調達した資金を、市内で実施する事業に充当する者とする。

4 対象金融機関

神戸市内に本店又は支店がある金融機関のうち、本フレームワークに基づく事務手続きの実施が可能であり、かつ神戸市に参加表明書を提出し、その承認を受けた金融機関¹とする。

¹ シンジケーションローンの場合には、アレンジャー金融機関のみ本条件を充足していれば本フレームワークを利用することができます。

5 ファイナンス²

本フレームワークを活用したファイナンスに関する基本的な内容は以下のとおり。

(1) ファイナンスの種類

グリーンローン、トランジションローン、グリーンリース、トランジションリース

(2) ファイナンス期間

本フレームワークを活用したファイナンスは、2031年3月31日までに契約締結がなされるものとし、期間は1年以上とする。

(3) 融資金額

上下とも限度額は設定しない。ただし、金融機関が限度額を設定することは妨げない。

(4) 資金使途

適格プロジェクト向け投資に全額充当。

なお、リファイナンスの場合は、原則として本フレームワークを活用したサステナブルファイナンスの実行から遡って3年以内に実施したプロジェクトへの支出に限る。

(5) 金利等諸条件

ファイナンス金利を含めた諸条件について、以下に定める実施事項を除き共通の条件は設定せず、金融機関ごとの個別判断とする。

6 金融機関の責務等

(1) 参加表明書の提出

本フレームワークの活用を希望する金融機関は、神戸市あてに参加表明書（様式第1号）をメールで提出し、承認を得なければならない。

- 提出先メールアドレス：senko@city.kobe.lg.jp
- 件名：【神戸SFW】参加表明書の提出（金融機関名）

(2) 利用申請書の提出

本フレームワークを活用したサステナブルファイナンスの組成を希望する金融機関は、神戸市あてに利用申請書（様式第2-1号）をメールで提出し、その際、包括同意書（様式第2-2号）と調達資金の管理に関する申告書（様式第2-3号）も添付しなければならない。

- 提出先メールアドレス：senko@city.kobe.lg.jp
- 件名：【神戸SFW】利用申請書の提出（金融機関名・事業者名）

（リース方式で設備を導入する場合）

本フレームワークを活用したリース契約締結を希望するリース会社は、神戸市あてに利用申請書<リース用>（様式第2-1号）をメールで提出し、その際、包括同意書（様式第2-2号）も添付しなければならない。※提出先メールアドレスと件名は、上記と同じ。

² リースについては、事業者が適格プロジェクト実施に当たって必要となる設備をリース方式で導入する一般的なケースを指す。ただし、①事業者が適格プロジェクト実施に当たって必要となる設備をリース方式で導入する場合において、その当該リース費用に係る資金について金融機関等から資金調達するケース、②リース会社がリース設備を取得する際に、当該設備取得に係る資金について金融機関等から資金調達するケース（リースバックによる資金供給も含む）も対象とする。

(3) 融資実行報告書又はリース契約開始報告書の提出

①融資実行報告書の提出

本フレームワークを活用したサステナブルファイナンスを組成した金融機関³は、速やかに神戸市あてに融資実行報告書（様式第4-1号）をメールで提出しなければならない。

また、当該融資契約に係る変更が生じた際には、速やかに変更内容を記した融資実行報告書（様式第4-1号）を改めて神戸市あてにメールで提出しなければならない。

- 提出先メールアドレス：senko@city.kobe.lg.jp
- 件名：【神戸SFW】融資実行報告書の提出（金融機関名）

②リース契約開始報告書の提出

本フレームワークを活用したリース契約を締結したリース会社は、速やかに神戸市あてにリース契約開始報告書（様式第4-2号）をメールで提出しなければならない。

また、当該リース契約に係る変更が生じた際には、速やかに変更内容を記したリース契約開始報告書（様式第4-2号）を改めて神戸市あてにメールで提出しなければならない。

- 提出先メールアドレス：senko@city.kobe.lg.jp
- 件名：【神戸SFW】リース契約開始報告書の提出（リース会社名）

(4) 年次報告書の共有

本フレームワークを活用したサステナブルファイナンスを組成した金融機関は、融資先の事業者から年次報告書（様式第5号）の提出があった際には、速やかに神戸市あてに同報告書をメールで共有しなければならない。

- 共有先メールアドレス：senko@city.kobe.lg.jp
- 件名：【神戸SFW】年次報告書の共有（金融機関名・事業者名）

7 事業者の責務等

(1) 事業計画書の作成

事業者は、本フレームワークを活用した資金調達に際し、当該融資契約を締結する金融機関と相談の上で、調達資金の充当事業とその環境改善効果に関する検討を行うこと。検討結果については、事業計画書（様式第2-1号別紙）に記載した上で、同金融機関に提出すること。

（リース方式で設備導入する場合）

当該リース契約を希望する事業者とリース会社間で相談の上で、リース設備の導入事業との環境改善効果に関する検討を行うこと。検討結果については、事業計画書＜リース用＞（様式第2-1号別紙）に記載した上で、同リース会社に提出すること。

(2) 包括同意書の作成

事業者は、本フレームワークを活用した資金調達に際し、サステナブルファイナンス活用に関する包括同意書（様式第2-2号）を作成し（金融機関が所定の同意書を用意している場合には、【神戸市のみ】のExcelシートを選択して作成）、当該融資契約を締結する金融機関に提出すること。

³ シンジケーションローンの場合には、アレンジャー金融機関から、「融資実行報告書」を提出する。

(3) 調達資金の管理に関する申告書の作成⁴

事業者は、本フレームワークを活用したサステナブルファイナンスにより調達した資金の追跡管理方法を、当該融資契約を締結する金融機関に対して説明するとともに、調達資金の管理に関する申告書（様式第2-3号）を作成し、同金融機関に提出すること。

(4) 年次報告書の作成⁵

事業者は、融資実行日から調達資金の全額充当が完了するまでの間、本フレームワークを活用したサステナブルファイナンスによる調達資金の充当状況及び設備投資による環境改善効果について、当該融資契約を締結した金融機関に対し、報告対象年度の翌年度3月末までに年次報告書（様式第5号）により毎年度報告すること。

8 審査・公表等

(1) 金融機関からの参加表明についての審査

神戸市は、参加表明書（様式第1号）の提出があった際には、速やかに参加可否について審査を行い、その結果をメールにて回答するものとする。参加承認した金融機関名については本市ウェブサイト上で社名を公表する。

(2) 本フレームワークの利用申請についての審査

神戸市は、利用申請書（様式第2-1号）の提出があった際には、速やかにフレームワークの利用可否について審査を行い、承認通知書（様式第3-1号）又は不承認通知書（様式第3-2号）によりその利用可否を回答するものとする。

(3) 受領等の連絡

融資実行報告書（様式第4-1号）又はリース契約開始報告書（様式第4-2号）の提出があった際には、当該金融機関に対してメールにより受領等の連絡を行う。

(4) 年次報告書の受領・公表

神戸市は、年次報告書（様式第5号）の共有があった際には、当該金融機関に対してメールにより受領等の連絡を行うとともに、同報告書に記載された環境改善効果に関する情報、資金の充当状況に関する情報について、年に一度、守秘義務の範囲内で本市ウェブサイト上にて公表するものとする。

9 その他

本要領に定めのない事項については、神戸市環境局脱炭素推進課において決定することとする。

附則

本要領は、令和7年9月30日から施行する。

⁴ リース方式で設備導入を行った事業者（リースバック除く）は、「調達資金の管理に関する申告書」の作成不要。

⁵ リース方式で設備導入を行った事業者は、リース資産の検収日から翌年度末までの間、リース事業者に対し、報告対象年度の翌年度3月末までに年次報告書（様式第5号）により設備導入による環境改善効果についてのみ報告すること。

別表

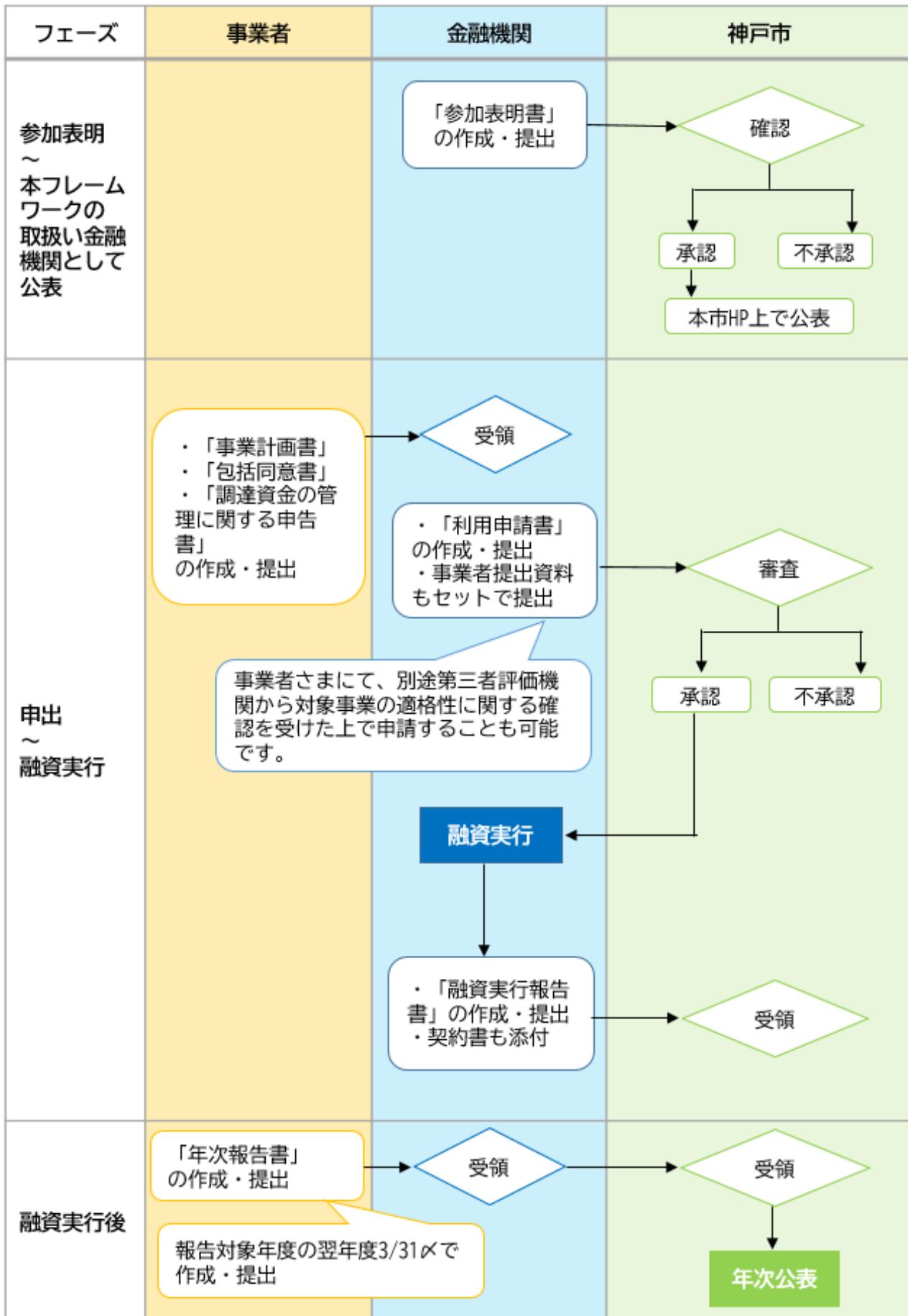
様式名	作成対象者
参加表明書（様式第1号）	金融機関
利用申請書（様式第2-1号）	金融機関/融資先企業
包括同意書（様式第2-2号）	融資先企業
調達資金の管理に関する申告書（様式第2-3号）	融資先企業
利用承認通知書（様式第3-1号）	神戸市
利用不承認通知書（様式第3-2号）	神戸市
融資実行報告書（様式第4-1号）/リース契約開始報告書（様式第4-2号）	金融機関
年次報告書（様式第5号）	融資先企業

※様式第2-1号については、神戸市脱炭素先行地域づくり補助金交付申請書を準用した様式である。

（改訂履歴）

年月	内容
2025年（令和7年）9月	初版発行

【参考：実務フローイメージ（ローン）】



【参考：実務フローイメージ（リース）】

